

平成28年三重県議会定例会

総務地域連携常任委員会 提出資料

◎議案事項

議案第24号 職員の退職管理に関する条例案について 1

◎所管事項

- 1 『みえ県民カビジョン・第二次行動計画』（仮称）最終案に対する意見
への回答について（関係分） 3
- 2 「みえ県民カビジョン・第二次行動計画（案）」について 4
- 3 「三重県行財政改革取組」について
(1) 「『みえ県民カビジョン・第二次行動計画』（仮称）最終案及び
『第二次三重県行財政改革取組』（仮称）中間案に基づく今後の
『県政運営』等に関する申入書」への回答について（関係分） 9
(2) 第二次三重県行財政改革取組（最終案）について 別冊
(3) 中期財政見通しについて 別冊
(4) 平成27年度「三重県行財政改革取組」の進捗状況について 10、別冊
- 4 「第二次みえ県有財産利活用方針（案）」について 11
- 5 「本庁舎及び地域総合庁舎個別施設計画（案）」について 14
- 6 女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画（前期行動計画）について 17
- 7 平成27年度包括外部監査結果について 19
- 8 審議会等の審議状況について 25

(資料1-1) 第二次三重県行財政改革取組<最終案>

(資料1-2) 中期財政見通し

(資料1-3) 平成27年度「三重県行財政改革取組」具体的取組 年度実績

(資料2・3共通) 県有施設・県有財産の利活用・保全に係る計画等の体系図（案）

(資料2) 第二次みえ県有財産利活用方針（案）

(資料3) 本庁舎及び地域総合庁舎個別施設計画（案）

(資料4) 女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画（案）

平成28年2月18日
全員協議会提出資料

平成28年3月14日

総 務 部

職員の退職管理に関する条例案について

地方公務員法及び地方独立行政法人法の改正に伴い、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけが禁止されるなど、職員の退職管理の適正化が図られることとなりました。これに伴い、県においても、退職管理の適正化を確保するために必要と認められる措置について条例で定めます。

1 地方公務員法の改正概要

- (1) 営利企業等に再就職した全ての元職員は、再就職した営利企業等と県との間の契約等事務(※1)に関し、離職後2年間、現職職員に対し、離職前5年間の職務に関する働きかけが禁止されるとともに、違反した場合には罰則が科される。また、県の部長相当職及び最終決裁権者については、働きかけ禁止期間等の取扱いが厳しくなる。
なお、条例により、国の部課長級相当職(※2)についても、県の部長相当職と同様に働きかけの取扱いを厳しくすることができる。
(※1) 売買、賃借、請負その他の契約又は処分に関する事務をいう。補助金等交付事務も含まれる。以下同じ。
(※2) 三重県における次長、課長に相当する職が該当する。以下同じ。
- (2) 上記働きかけの他、現職職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して再就職のあっせんや求職活動をした場合、罰則が科せられる。
- (3) 職員が元職員から地方公務員法により禁止される働きかけを受けた場合に、人事委員会への届出が義務付けられることや、人事委員会が禁止行為の疑いがあったと思料する場合に、任命権者に対し調査を要求できるようになるなど、人事委員会による監視体制が整備される。
- (4) 条例により、元職員が再就職した場合に、任命権者等への再就職情報の届出を義務付けることができる。

2 職員の退職管理に関する条例の概要

(1) 再就職者による依頼等の規制(条例第2条)

国の部課長級相当職に就いていた職員は、再就職した営利企業等と県との間の契約等事務に関し、離職後2年間、現職職員に対し、その職に就いていた期間の職務に関する働きかけが禁止される。

(根拠法：地方公務員法第38条の2第8項)

(2) 任命権者等への届出(条例第3条)

管理職であった元職員が、離職後2年間、営利企業等の地位に就いた場合は、任命権者等に再就職情報を届出なければならない。

(根拠法：地方公務員法第38条の6第2項)

※地方公務員法及び条例による禁止行為の概要については別表のとおり

3 施行期日

平成28年4月1日

(別表)

① 働きかけにおける禁止行為
 (元職員が再就職した営利企業等と県との間の契約等事務) における行為が対象)

根拠	離職前の職等	働きかけの内容	禁止期間	罰則対象	罰則
地方公務員法	全職員	離職前5年間の職務に関するものについての働きかけ	離職後2年間	不正な行為をすること等を働きかけた元職員	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	最終決裁権者	自ら決定したものについての働きかけ	期限なし	上記を除く働きかけをした元職員	10万円以下の過料
	部長相当職	当該職に就いていた期間の職務に関するものについての働きかけ	離職後2年間	不正な行為をする等、働きかけに応じた職員	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
条例	次長、課長に相当する職				

② 働きかけ以外の禁止行為(再就職のあつせん、求職活動について)

根拠	行為の内容	罰則
地方公務員法	職員が、不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対し、他の職員等を再就職させるよう要求する。	3年以下の懲役
	職員が、不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対し、自身を再就職させるよう要求(求職活動)する。	3年以下の懲役

所管事項

1 「『みえ県民カビジョン・第二次行動計画』(仮称)最終案に対する意見」への回答について(関係分)

総務地域連携常任委員会

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
行政運営3	行財政改革の推進による 県財政の的確な運営	総務部	基本事業40301の活動指標「総事業本数」については、限られた県資源を最適配分するためには、単に事業本数を削減するだけの取組にはせず、質の担保をどのように確保していくのかという視点も重視して取組を進められたい。	厳しい財政状況の中、事業を統合して事業本数を削減する場合においても、経費の節減が進み、事業の効率化を図ることを重視し、限られた県資源の最適配分に努めてまいります。

行政運営 2 行財政改革の推進による県行政の自立運営

めざす姿

地域が、自らの地域を自らの責任で創っていく自主・自立の地域経営が実現しています。また、現場を重視し、自ら課題を発見するとともに、自らの創意工夫により仕事のやり方を転換していく意欲の高い人材が育ち、自ら変革する組織風土が確立され、日本一、幸福が実感できる三重、働きやすい県庁となっています。

現状と課題

- これまで取り組んできた「三重県行財政改革取組」における残された課題への対応や、「みえ県民カビジョン」の基本理念の実現に向けた県政運営の変革をさらに推進するため、さらなる行財政改革に取り組む必要があります。
- 県民ニーズの高度化・多様化や厳しい行財政環境の中で、職員一人ひとりのライフステージに応じたキャリアデザインの実現を支援できる職場環境とすることで、個々の能力を最大限に引き出し、県民サービスの向上につなげていく必要があります。
- 社会情勢や県政を取り巻く環境の変化をふまえ、職員の意欲や能力の向上につなげる取組を進めるとともに、県民の皆さんとの信頼関係を高め、「協創」の取組を進めることができる、高い意欲やコンプライアンス意識、専門性等を持った人材を育成することが求められています。
- 職員の危機管理意識は高まってきているものの、実際の行動に結びついていない面もあることから、危機対応力を備えた人材育成をより一層進める必要があります。また、危機の未然防止の徹底を図る必要があります。
- 職員が心身ともに健康で、職場においてその能力を十分に発揮することが求められているため、これまでの健康管理の取組に加え、職員自身のこころと体の健康への関心を喚起し、セルフケアに対する意識の向上を図る取組が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」の実現につながるよう、県民との「協創」の視点を持ち、「新しい豊かさ」を享受できる三重づくりに積極的に取り組む人材の育成や体制の整備などに取り組みます。

取組方向

- 「みえ県民カビジョン」に掲げた県政運営の基本姿勢に基づき、県民との「協創」の取組の推進や、現場重視で県民に成果を届けるための取組の推進などに重点を置いた行財政改革を進めます。
- 職員一人ひとりの「ワーク」と「ライフ」の高度な両立を実現させるために、ワーク・ライフ・マネジメントの取組を推進します。
- 職員の意欲、コンプライアンス意識や専門性、管理職員のマネジメント能力の向上を図るとともに、時代の変化に的確に対応できる高度な専門性と、現場を重視し「協創」の取組を進めることができるスキルを身につけた人材の育成を進めます。
- 県政を取り巻くさまざまなリスクに対応するため、未然防止策の実効性を高めるとともに、危機に的確に対応できる人材の育成に取り組みます。
- 職員の安全を確保し、こころと体の健康保持・増進を図るため、職場での健康管理や総合的なメンタルヘルス対策等、安全衛生管理に取り組みます。

平成31年度末での到達目標

「みえ県民カビジョン」に掲げた県政運営の基本姿勢に基づく行政運営が行われています。また、人材育成については、「人づくりの改革」に取り組むことで、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進める、高い意欲と能力を持つとともにコンプライアンス意識が向上した職員が育っています。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
行財政改革取組の達成割合	—	100%	「第二次三重県行財政改革取組」における全ての具体的取組のうち達成した取組の割合

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	県の活動指標		
	目標項目	現状値	目標値
40201 自立的な県行政の運営 (主担当：総務部行財政改革推進課) 行財政改革の取組を的確に進行管理するとともに、改善・改革が意欲的に行われる組織風土づくりを進めます。また、職員一人ひとりの「ワーク」と「ライフ」の高度な両立を実現させるために、ワーク・ライフ・マネジメントを推進します。	事務改善取組の実践 (「MIE職員力アワード」への応募)	70.5%	90.0%
	【目標項目の説明】 「MIE職員力アワード」に応募した所属の割合		
40202 人材育成の推進 (主担当：総務部人事課) 「みえ県民カビジョン」に掲げる「県民との『協創』」「現場重視」等の考え方などをふまえつつ、時代の変化に的確に対応できる多様な人材の育成や、職員のこころと体の健康保持・増進に努めます。	人材育成に関する達成度	—	100%
	【目標項目の説明】 「協創」に関する研修の受講後、知事部局内で「協創」への理解が向上し、研修が今後の業務に生かすことができるとした職員の割合		

行政運営 3 行財政改革の推進による県財政の的確な運営

めざす姿

将来世代に負担を先送りすることなく持続可能な財政運営が行われ、県の政策が効果的に展開されています。

現状と課題

- 県の財政状況は、これまで財源として活用してきた特定目的基金の残高が減少していることに加え、社会保障関係経費や公債費が増加するなど、厳しさが一層増してきています。今後は、これまでの取組に加え、新たな課題に対応するための財源確保も求められていることから、引き続き厳しい財政運営が見込まれます。
- 税収確保対策については、個人住民税の特別徴収義務者の指定を徹底するなど市町と連携した取組を実施した結果、県税収入未済額の縮減、徴収率の向上等において一定の成果をあげることができました。今後も一層の税収確保対策を進める必要があることから、引き続き県民の皆さんが納税しやすい環境の整備拡充や滞納整理の強化に努めるなど、効果的な取組を行う必要があります。
- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成 26(2014)年度に策定した「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、公共施設等の適切な質と量の確保に取り組む必要があります。また、財産の有効活用や未利用財産の売却に引き続き取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんが、将来に対して不安を感じることなく、安心して暮らすことができる社会づくりを進めるため、将来世代に負担を先送りしない健全で持続可能な財政基盤の確立に取り組めます。

取組方向

- 財政運営にあたっては、将来世代に負担を先送りすることなく、健全で持続可能な財政基盤を確立するため、引き続き、可能な限り県債発行の抑制に取り組むとともに、大規模プロジェクトの実施に備えるための基金を積み立てていくなど、機動的な財政運営を確保します。また、より県民の皆さんにわかりやすく財政状況をお伝えするため、統一的な基準による地方公会計の整備などを通じて、財政運営等の「見える化」を推進します。
- 県民の皆さんが税の重要性を理解し、自主申告、自主納税される環境を整えます。また徹底した課税調査や的確な滞納整理等により、公平で適正な賦課徴収を図ります。
- 「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、これまでの取組もふまえ、長期的視点を持って県の公共施設等の適切な質と量の確保に取り組むため、各部局と情報共有等を行うとともに、総務部が所管する庁舎等について、点検・修繕履歴の情報蓄積を進め、予防保全の観点から修繕等を実施します。また、財産の計画的・効果的な利活用や未利用財産の売却に取り組めます。

平成31年度末での到達目標

県債残高の減少傾向を維持し、持続可能な財政構造が確立されるとともに、財政構造の弾力性が向上しています。

県民の皆さんが、税の重要性を理解し、自主申告、自主納税が定着しています。
庁舎の的確な保全が行われ、県民の皆さんが安全で安心して庁舎を利用することができます。

県民指標

目標項目	現状値	目標値	目標項目の説明
県債残高	8,048億円 (26年度末)	7,684億円	一般会計における県債残高 ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないものを除く。

主な取組内容

(基本事業)

県の活動指標

主な取組内容 (基本事業)	目標項目	現状値	目標値
<p>40301 持続可能な財政運営の推進 (主担当：総務部財政課)</p> <p>一般財源の規模に見合う適正な歳出規模を堅持し、過度に県債に依存することのない持続可能な財政運営をめざして、県債発行の抑制に配慮した予算編成に努めるなど財政運営の改革に取り組みます。</p>	総事業本数	1,616本	1,418本未満
	<p>〔目標項目の説明〕 一般会計における当初予算等の事務事業の総本数（ただし、国の経済対策に係る補正予算など、臨時的なものについては除く。）</p>		
<p>40302 公平・公正な税の執行と税収の確保 (主担当：総務部税務企画課、税収確保課)</p> <p>納税者および特別徴収義務者が税に関する重要性の理解を深め、適正に自主申告、自主納税されるよう、公平で適正な賦課徴収を行うとともに、滞納額の縮減や納税環境の一層の整備に取り組みます。</p>	3月末現在の県税徴収率(個人県民税を除く)	97.47% (26年度)	97.57% (30年度)
	<p>〔目標項目の説明〕 個人県民税を除く、3月末現在の県税収入額を調定税額で除した率</p>		
<p>40303 最適な資産管理と職場環境づくり (主担当：総務部管財課)</p> <p>庁舎利用者の安全・安心の確保と、庁舎の長寿命化を図るため、「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、メンテナンスサイクル(点検・診断(評価)・修繕の履歴を蓄積し、次期点検・診断(評価)・修繕に生かすサイクル)を実施するとともに、未利用財産の貸付や売却、公用車広告を行うなど、県有財産の計画的・効果的な利活用を進めます。</p>	メンテナンスサイクルの実施割合	—	100%
	<p>〔目標項目の説明〕 本庁舎・地域総合庁舎の建物・設備に係る自主点検の結果判明した劣化・不具合箇所に対して診断(評価)を行い、不具合・修繕履歴の蓄積等により的確な保全を図るメンテナンスサイクルを実施している庁舎の割合</p>		

行政運営の取組の数値目標

各行政運営の取組に設定した、県民の皆さんにとっての成果をあらわす指標である「県民指標」と、県が取り組んだことの効果が見える指標である「県の活動指標」の一覧です。

行政運営 ～施策の推進を支えるために～

施策基本 事業番号	区分	目標項目	選定理由	平成31年度 目標値設定理由	現状値 【平成27】	目標値 【平成31】
行政運営 2	県民 指標	行財政改革取組の達成割合	「第二次三重県行財政改革取組」では、具体的取組ごとに工程を設定しており、全ての具体的取組のうち達成した取組の割合を目標とすることが、全体としての進行管理を行う上で適当であると判断されることから選定しました。	「第二次三重県行財政改革取組」は平成28年度～31年度を取組期間としており、この期間内に全ての具体的取組を達成すべきであると考へ、設定しました。	-	100%
40201	活動 指標	事務改善取組の実践（「MIE職員力アワード」への応募）	職員の自主的・創造的な改善・改革の取組等を讃える表彰制度である「MIE職員力アワード」に応募する所属の割合が高まることは、より質の高い行政サービスの提供事例が幅広く行われていることをあらわすことから選定しました。	これまで平成24年度から毎年5%高めていく目標設定としたことから、今後も同じ割合で毎年高めていくことを維持し、90%とすることを目標に設定しました。	70.5%	90.0%
40202	活動 指標	人材育成に関する達成度	現場を重視し、自ら課題を発見する力や自らの創意工夫により仕事のやり方を転換していく意欲とともに、「協創」の取組を進めることができるスキルを身につけた人材を育成することが求められていることから選定しました。	「みえ県民カビジョン」に掲げた県政運営の基本姿勢に基づき、県民との「協創」の取組を推進する必要があるため、全ての職員が「協創」の取組を進めるスキルを身につけることをめざし、設定しました。	-	100%
行政運営 3	県民 指標	県債残高	持続可能な財政運営を確立するため、可能な限り県債高（臨時財政対策債等を除く）を抑制することが必要であることから選定しました。	「計画期間中の財政見通し（一般会計）」に示した平成31年度末建設地方債等残高見込を目標値として設定しました。	8,048億円 (26年度末)	7,684億円
40301	活動 指標	総事業本数	厳しい財政状況をふまえ、限られた県資源を最適配分することが必須となっており、事業本数の削減といった具体的な数値目標を設定することで、今まで以上に徹底した事業の見直しを行い、選択と集中をさらに進めていくことが必要であることから選定しました。	リーマンショック発生前時点の平成19年度当初予算編成時点から平成27年度時点までの事業削減率（年1.22%の削減）をふまえ、平成28年度当初予算の総事業本数を起点として、今後年1.25%の削減を目標として設定しました。	1,616本	1,418本 未済
40302	活動 指標	3月末現在の県税徴収率（個人県民税を除く）	行政サービス提供のもととなる県税収入の確保の度合いを示す代表的な指標であることから選定しました。	徴収率は既に高水準に達していますが、公平で適正な賦課徴収を行う観点から、さらなる徴収率の向上に努め、5年間で徴収率を0.1ポイント上昇させることをめざし、目標値を設定しました。	97.47% (26年度)	97.57% (30年度)
40303	活動 指標	メンテナンスサイクルの実施割合	「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、メンテナンスサイクルを的確に実施することにより、庁舎利用者の安全・安心の確保と、庁舎の長寿化につながることから選定しました。	庁舎利用者の安全・安心を確保するとともに、庁舎の長寿化や中長期的な維持管理コストの削減を進めるためには、本庁舎および全ての地域総合庁舎において、法定点検に加え、建物・設備の自主点検に取り組み、メンテナンスサイクルを着実・的確に実施していく必要があることから設定しました。	-	100%

3 三重県行財政改革取組について

(1) 『『みえ県民カビジョン・第二次行動計画』(仮称)最終案及び『第二次三重県行財政改革取組』(仮称)中間案に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書』への回答について(関係分)

(総括的事項)

番号	申し入れ内容	主担当部局	全員協議会・委員会意見	回 答
2 「第二次三重県行財政改革取組」(仮称)中間案について				
1	行財政改革取組の全般関係	総務部	<p>今回の「第二次三重県行財政改革取組」(仮称)中間案では、「協創・現場重視の推進」や「機動的で柔軟かつ弾力的な行財政運営」、「残された課題への的確な対応」の3つの柱ごとに、それぞれ具体的な行財政改革の取組が提示されたところです。</p> <p>これらの具体的な行財政改革取組は、それぞれ最終的には県民の皆さんへの多様なサービスを向上させていくことにも繋がっていくものであると考えられます。このことは、今後、個々の具体的な取組を進めていく前提においても、大変、重要なことであるため、最終案には、この部分をしっかりと明文化したうえで、更なる行財政改革の取組について検討を進められるよう要望します。</p>	<p>「第二次三重県行財政改革取組」では、「みえ県民カビジョン」を着実に推進する県政運営が展開できるよう行財政改革に取り組み、県民サービスの向上につなげていくこととしており、最終案の中ではこのような改革の趣旨を基本的な考え方として明文化していきます。</p>
2	機動的な財政運営の確保	総務部	<p>また、行財政改革の具体的な取組の一つとして、機動的な財政運営の確保に向けて、事業のスクラップアンドビルドの徹底など、総事業本数の削減に向けた取組を進められようとしています。</p> <p>この総事業本数の削減が、真に機動的な財政運営の確保につながるよう、単に数量だけの取組とはせず、質の部分で、本当に効果のあるスクラップアンドビルドがどれくらいできているのかがわかるように運営されるよう要望します。</p>	<p>厳しい財政状況の中、事業を統合して事業本数を削減する場合においても、経費の節減が進み、事業の効率化を図ることを重視し、限られた県資源の最適配分に努めてまいります。</p>
3	職員のメンタルヘルス不調の未然防止などの推進	総務部	<p>更に、昨年12月からは、メンタル疾患の予防を予兆段階から更に強化していかうとするストレスチェック制度が義務化されたところです。</p> <p>このため、本県においても、職員のメンタルヘルス不調の未然防止などを確実に図っていくことを行財政改革の取組の中でも検討されるよう要望します。</p>	<p>職員の意欲的な行動を支えるうえで、職員のメンタルヘルス対策の取組は、重要なものと認識しておりますので、「意欲の向上に向けた組織風土づくり」の中で、充実・強化に向けた取組を進めていきます。</p>

3 「三重県行財政改革取組」について

(4) 平成 27 年度「三重県行財政改革取組」の進捗状況について

自立した地域経営を実現し、「みえ県民力ビジョン」の着実な推進につなげていくため、「三重県行財政改革取組」に掲げる 52 の具体的取組について、平成 24 年度から全庁を挙げて取り組んでいるところです。

本年度は取組期間の最終年度であり、本年度末で達成見込みの次に掲げる 6 取組を含め、予定していた 52 のすべての具体的取組を達成する見込みです。

- ① 勤務評価制度の検証と構築（別表 番号 2）
- ② 職員数の見直し（別表 番号 11）
- ③ 給与の見直し（別表 番号 12）
- ④ 指定管理者制度の的確な運用（別表 番号 35）
- ⑤ 地方独立行政法人の円滑な運営（別表 番号 36）
- ⑥ 地域の安全・安心に向けた建設業の育成・支援（別表 番号 52）

なお、それぞれの具体的取組の年度実績については、昨年度までに達成済みの取組（46 取組）も含め、資料 1－3 のとおり取りまとめました。

なお、1 月末時点で取りまとめているため、2 月以降の実績は見込みとなっています。

4 「第二次みえ県有財産利活用方針（案）」について

1 これまでの取組

(1) 「みえ県有財産利活用方針」に基づく取組（取組期間：平成24年度～平成27年度）

- ① 未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用
 - ・売却実績 662,110,659円（平成24年度～平成26年度）
- ② 民間活力を活用した施設整備・管理
 - ・東紀州地域において、老朽化した職員住宅の集約及び規模縮小を図りつつ、民間のノウハウと民間資金を活用し、職員公舎を整備・管理（平成24年度整備）
- ③ 庁舎など県有施設の長寿命化 ⇒ 平成28年度から、「本庁舎及び地域総合庁舎個別施設計画」へ移行
 - ・「県庁舎等適正保全指針」を策定（平成24年度）
 - ・「県庁舎等施設保全マニュアル」を作成（平成25年度）
 - ・施設・設備の基本情報及び不具合・修繕履歴をデータベースに蓄積するとともに、予防保全の観点から修繕等を実施

(2) 「みえ公共施設等総合管理基本方針」の策定（平成26年度）

- ・国からの要請に基づき、長期的な視点に立って、本県が所有・管理する公共施設等の適切な質と量を確保していくため、「みえ公共施設等総合管理基本方針」を策定

2 「第二次みえ県有財産利活用方針」の策定（取組期間：平成28年度～平成31年度）

(1) 基本的な考え方

- ・保有する県有財産（土地、建物）の利活用に係るこれまでの取組を生かしつつ、長期的な視点で、県有財産の保有と利活用の状況が最適なものとなるよう、県有財産の積極的な有効活用を推進

(2) 取組方針

- ① 適切な財産管理と利活用を進める仕組みの構築
 - ・自己点検の実施による適切な財産管理と未利用財産の利活用
- ② 財産の具体的な活用
 - ア 貸付による有効活用
 - ・施設内未利用スペースの貸付
 - ・自動販売機設置場所の貸付
 - ・未利用財産の貸付
 - イ 未利用財産の売却
 - ・インターネットオークションへの参加等

- ウ 適切な配置と規模を見据えた有効活用
 - ・未利用スペースの所管換え等による利活用
- エ 広告掲出による有効活用
 - ・施設、公用車への有料広告掲出
- オ 民間活力を活用した有効活用
 - ・民間との協働による未利用財産の活用

③ 推進体制

- ・「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき庁内に設置した「公共施設等総合管理推進会議」において、「第二次みえ県有財産利活用方針」に基づく取組を推進

3 今後の取組

- ・「第二次みえ県有財産利活用方針」に基づき、長期的な視点で、県有財産の適切な配置と規模につながるよう、適切な財産管理と利活用の取組を進めます。

※参考 適切な財産管理と利活用を進める仕組み

① PLAN (計画)

- ・「第二次みえ県有財産利活用方針」の策定
- ・未利用財産について、個別に利活用計画を決定

② DO (実行)

- ・「PLAN」に基づき、適切な財産管理と利活用の取組を実施

③ CHECK (点検)

- ・今後の利用見込み等も検討しながら、各所属において財産の自己点検を実施

④ ACT (改善)

- ・自己点検により把握した未利用財産について、部局又は全庁での利活用（他の行政用途での活用、貸付又は売却）を検討

⑤ 上記PDCA (①～④) の取組を継続して実施

- ・毎年度、自己点検及び利活用の取組を継続して実施することで、長期的な視点で、県有財産の適切な配置と規模へ

第二次みえ県有財産利活用方針（案）の概要

【現状と課題】

- ・ 県有地約 2,015 万㎡のうち 11 万㎡の未利用地の存在。厳しい財政状況の中、貸付や売却などにより有効活用を行い、県の財源を確保するとともに、財産保有にかかる経費の削減を図る必要がある。
- ・ 現在使用している建物で、今後利用見込みがないと考えられるスペース等があれば、積極的に有効活用していくことが必要。



第二次みえ県有財産利活用方針（取組期間 平成 28 年度～平成 31 年度）

【基本的な考え方】 保有する県有財産（土地、建物）の利活用に係るこれまでの取組を生かしつつ、長期的な視点で、県有財産の保有と利活用の状況が最適なものとなるよう、県有財産の積極的な有効活用を進めていく。

【取組方針】 (1)適切な財産管理と利活用を進める仕組みの構築

（自己点検の実施による適切な財産管理と未利用財産の利活用）

(2)財産の具体的な活用

ア 貸付による有効活用

（施設内未利用スペース（部屋）の貸付、自動販売機設置場所の貸付、未利用財産の貸付）

イ 未利用財産の売却（インターネットオークションへの参加等）

ウ 適切な配置と規模を見据えた有効活用

（未利用スペースの所管換え等による利活用）

エ 広告掲出による有効活用（施設、公用車への有料広告掲出）

オ 民間活力を活用した有効活用（民間との協働による未利用財産の活用）

【推進体制】 公共施設等総合管理推進会議

5 「本庁舎及び地域総合庁舎個別施設計画（案）」について

1 これまでの取組

(1) 「みえ県有財産利活用方針」に基づく取組（取組期間：平成 24 年度～平成 27 年度）

- ・本庁舎及び地域総合庁舎の長寿命化
- ・「県庁舎等適正保全指針」を策定（平成 24 年度）
- ・「県庁舎等施設保全マニュアル」を作成（平成 25 年度）
- ・建物・設備等の基本情報及び不具合・修繕履歴をデータベースに蓄積するとともに、予防保全の観点から修繕等を実施

(2) 「みえ公共施設等総合管理基本方針」の策定（平成 26 年度）

- ・国からの要請に基づき、長期的な視点に立って、本県が所有・管理する公共施設等の適切な質と量を確保していくため、「みえ公共施設等総合管理基本方針」を策定
- ・国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」及び「みえ公共施設等総合管理基本方針」に基づき、平成 32 年頃までに個別施設毎の長寿命化にかかる具体の対応方針を定める「個別施設計画」の策定が必要

2 「本庁舎及び地域総合庁舎個別施設計画」の策定（計画期間：概ね今後 20 年間）

(1) 目的

- ・施設利用者の安全・安心の確保
- ・施設の長寿命化の推進及びコストの縮減・平準化
- ・維持管理や修繕等の計画的・効果的な実施

(2) 基本的な考え方

- ・予防保全の観点から、計画的かつ優先度をつけた修繕等の実施
- ・長期保全計画表の作成
- ・メンテナンスサイクルの実施

(3) 長期保全計画表の作成

- ・保全対象となる建物部位、設備および耐用年数を整理
- ・点検・保全周期の設定

(4) メンテナンスサイクルの実施

① 現状の評価

- ・建物・設備等の現状を調査し、評価（診断）を実施

② 対応方針の設定

- ・補修・修繕・改修等の対応方針を検討し設定

③ 修繕等の実施

- ・設定した対応方針に基づき、効果的・効率的な修繕等を実施

④ 修繕履歴等の蓄積・活用

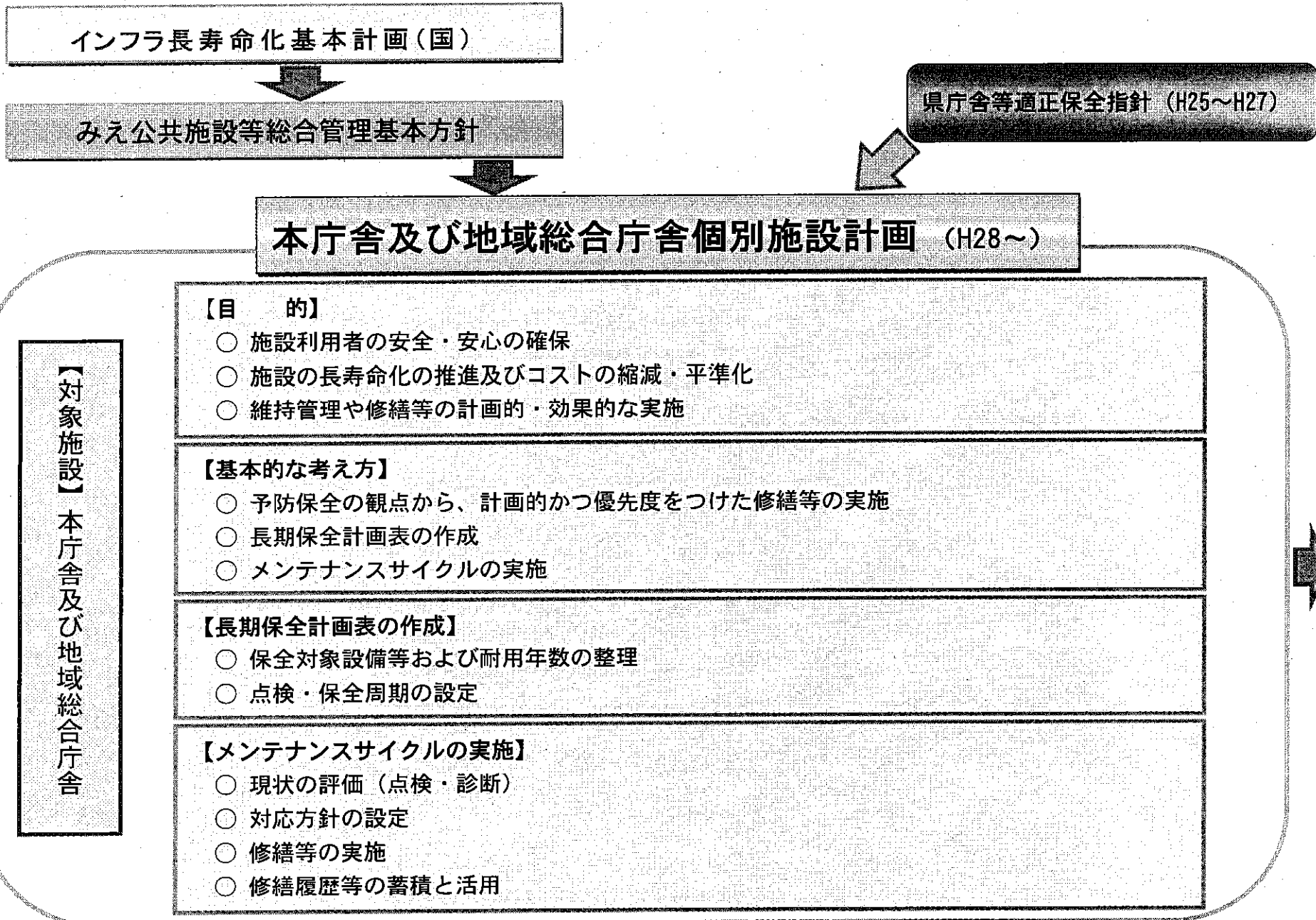
- ・点検結果及び修繕履歴等を蓄積し、以後の点検・評価・修繕等に活用

3 今後の取組

- ・メンテナンスサイクルを着実に実施していくことにより、施設保全に係る知見やノウハウの一層の蓄積を進め、点検や評価（診断）の精度向上を図るとともに、より効果的・効率的な保全をめざします。

これらの取組を継続することにより、施設利用者の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化を図ります。

本庁舎及び地域総合庁舎個別施設計画（案）の概要



6 女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画（前期行動計画）について

1 策定の趣旨

平成27年9月、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が制定されました。

この法律においては、女性の職業生活における活躍の推進について、基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主行動計画の策定、支援措置等を講じていくこととしています。

三重県においても、この法律に則り、女性職員の活躍推進に関する取組を計画的に推進していくため、平成28年4月から平成33年3月までの5年間を計画期間とする「女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画（前期行動計画）」（以下、「前期行動計画」という。）を策定します。

2 計画目標

前期行動計画の目標を次のとおり定めます。

項目	現状値 (平成27年4月1日時点)	目標値 (平成32年4月1日時点)
管理職への 女性職員登用率	8.7%	10.0%

※教員及び警察職員を除く県職員

項目	現状値 (平成27年4月1日時点)	目標値 (平成32年4月1日時点)
本庁知事部局に おける管理職への 女性職員登用率	8.0%	30.0%

※教員及び警察職員を除く県職員

項目	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 31 年度)
男性の 育児休業取得率	14.29%	25%
男性の育児参加 休暇取得率	88.24%	100%

※ 現状値は前期行動計画対象組織の合計値を記載

【参考】知事部局現状値（平成 26 年度） 男性の育児休業取得率 16.04%
男性の育児参加休暇取得率 90.57%

※ 平成 32 年度の目標値については、「次世代育成のための三重県特定事業主行動計画」の次期計画策定時に、達成状況を確認のうえ改定する。

3 具体的な取組

女性活躍推進法に則り、以下のような取組を進めていきます。

- ・採用における取組

試験申込者数に占める女性の割合を高く保っていくための広報の充実等

- ・配置・育成から登用における取組

職域拡大、班長等への積極登用、管理職への積極登用、研修の充実等

- ・ワーク・ライフ・マネジメントの推進

長時間労働の是正、次世代育成支援の取組、柔軟な働き方の研究・検討等

- ・女性の活躍を応援する職場風土づくり

女性活躍に関する理解促進、ハラスメント対策等

7 平成27年度包括外部監査結果について

1 包括外部監査制度等について

包括外部監査は、地方自治法に基づき、地方公共団体が、県の組織に属さない外部の専門的な知識を持った人と契約を結んで監査を受ける制度です。

平成27年度包括外部監査結果については、平成28年1月25日、包括外部監査人の近藤繁紀（公認会計士）氏から議会、知事に提出されました。

2 監査人が選定したテーマ

外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
【選定理由（要旨）】

県は、平成24年10月に「外郭団体等見直し方針」定めるとともに、平成25年3月には「三重県外郭団体等改革方針」を策定し、必要な見直しを行っているところであり、外郭団体の改革は県にとって重要な課題となっている。

更に、外郭団体には出資（出捐）のほか、財政的支援や人的支援が行われており、県の行財政に与える影響は大きいことから、監査テーマとした。

3 監査対象期間

平成26年度（ただし、必要に応じて現年度及び過年度も対象とする）

4 監査の結果

次の10団体に対して、指摘が77件、意見が70件、合わせて147件の指摘・意見を受けました。

団体名	所管部	指摘	意見	計
厚生事業団	健康福祉部	10	3	13
生活衛生営業指導センター	〃	5	1	6
こどもわかもの育成財団	〃	13	6	19
文化振興事業団	環境生活部	8	10	18
農林水産支援センター	農林水産部	11	7	18
畜産協会	〃	10	7	17
産業支援センター	雇用経済部	5	9	14
土地開発公社	県土整備部	3	9	12
道路公社	〃	6	6	12
下水道公社	〃	6	12	18
合 計		77	70	147

※ 指摘：法令や規則等に従い適切に処理されていないもの、又は著しく適切さを欠くと判断された事項

意見：指摘には該当しないが、改善が望ましいものについて意見を述べる事項

5 対応について

(1) 総務部の対応

今回、包括外部監査人から総務部に対しての意見等はありませんでしたが、総務部は、外郭団体を総括的に所管しておりますので、引き続き適切な事務処理ができるよう指導・助言等を行っていきます。

なお、去る2月22日(月)に県外郭団体等(今回監査対象外団体を含む36団体)及びそれらを所管する部局を対象として、監査結果概要の情報共有を行うとともに、特に指摘や意見が多かった情報セキュリティ関連について研修会を開催したところです。

(2) 議会への報告

関係部局が、各常任委員会で監査の結果と対応方針を報告し、1年後の常任委員会で対応結果を改めて報告します。

平成26年度 包括外部監査結果に対する対応結果(総務部分)

区分・内容	対応結果	所管課
1. 三重県給与システム再構築/保守・運用業務委託		
① システム導入後に発生する費用(意見)		
<p>本契約はシステム再構築と5年間の保守・運用を委託するものであるが、5年経過後、引き続き再構築業者と随意契約で保守・運用契約を締結することになった場合、適切な予定価格を設定する必要がある。そのため毎期発生する、保守・運用費用を継続的かつ詳細に把握することが求められる。</p> <p>今後、毎期の実績の検証を行うに際しては、より詳細な内訳書を入手することが望ましい。</p>	<p>新給与システムの再構築は平成27年6月に完了し、平成27年7月から本稼働したことに伴い、保守・運用業務が発生しています。</p> <p>平成27年度以降の実績の検証の際には、経済性の確保の観点から、より詳細な費用内訳書を徴収します。</p> <p>なお、平成27年度に制度改正等に伴うシステム変更を行っていますが、その検証の際には、詳細な費用内訳書を徴収し経済性の確保に努めています。</p>	人事課
② 入札参加者への入札結果の通知(意見)		
<p>現在、入札参加者は入札等情報公開システムで公開される「入札・見積結果情報」により入札の結果を確認できるが、入札価格、技術評価点、合計評価点の記載しかない。</p> <p>落札できなかった業者にとって、評価が低かった項目を知ることは次の提案をより良いものにするために極めて有意義であると思われる。また、入札参加者が互いに切磋琢磨することで、県にとってもより良い提案を受けられるメリットが生じる。入札結果についてより詳細な情報を個別に通知する等、入札参加者に対し提案内容の向上を促すことが望ましい。</p>	<p>総合評価一般競争入札の入札結果について、入札参加者に対して可能な限り詳細な情報を通知するよう、平成27年7月23日付けで出納局長から通知があったところです。</p> <p>平成27年9月1日以降の公告の入札案件からは、この出納局長通知に基づき、評価項目ごとの点数を希望する入札参加者に個別に通知することとし、入札参加者に対して提案内容の向上を促します。</p>	人事課

2. 三重県ワークライフバランス支援事業業務委託

① 委託業務の実績報告（指摘）

本委託業務は、仕事と生活の調和を図り、育児・介護等の生活面での支障により心身に疲労をきたすことを防止するために必要な支援を委託するものである。委託先が提供するサービスが職員に対して行われていることは確認できたが、仕様書に記載されている業務委託の内容がどのように履行されたのか一部不明瞭であった。業務委託の内容と整合するように仕様書の記載内容を変更するとともに、仕様書に沿った履行確認の資料を残すことが必要である。

当該事業について、仕様書に沿った業務を履行したことを確認できる資料を残しました。
 平成27年度当該事業については、業務委託内容と整合するよう仕様書の記載内容を見直しました。
 今後も適正な仕様書を作成し、業務委託の履行確認を行ったうえで確認した資料を残すように努めてまいります。

福利厚生課

② 再委託先の選定における競争性の確保（意見）

委託先が、同一業者と長期にわたって特命随意契約を行うと競争性が働かない状況となるため、適切なタイミングでアウトソーシング会社の企画コンペを行うなど、選定方法や契約内容の見直しを検討されたい。

再委託先の選定については、競争性を確保した選定を実施するよう仕様書に明記するなど契約内容の見直しを行いました。
 今後も、競争性を確保した選定に努めてまいります。

福利厚生課

③ 利用実績の向上（意見）

利用実績は前年同期より増加はしているが、十分活用された状況ではない。職員への情報提供メールの発信、Webサイトの充実などにより、周知するとともに、利用しやすいメニューについても検討し、職員に十分に活用されるよう努められたい。

委託先と連携し、効果的な職員への周知の実施と、職員ニーズに応じた利用しやすいメニューを導入しました。
 引き続き職員のニーズに応じた利用促進を周知し、十分に活用されるように努めてまいります。

福利厚生課

3. 電子計算事務処理業務委託（恩給・年金）

① 予定価格の設定にかかる積算（意見）

受託者から提出される見積書の内訳は必ずしも実勢価格と比較できる様式にはなっていないため、なるべく実勢価格と比較しやすいように内訳書の構成を変更することが考えられる。例えば、労働時間数×時間単価＝人件費、という形式で記載した場合には、時間単価について実勢価格との比較がある程度可能になると思われる。実勢価格との比較が可能となるよう、見積書の様式を工夫することが望ましい。

受託者から提出された見積書を実勢価格と比較できるようにするため、平成27年度の見積書の様式を変更しました。
今後も実勢価格との比較が可能になるよう見積書の様式の工夫に努めてまいります。

福利厚生課

4. 三重県栄町庁舎等設備管理業務委託

① 再委託の承認（指摘）

県は委託先から提出された再委託通知書に基づき再委託を承認していたが、この通知書の再委託金額は本業務委託の契約額そのものが記載されており、この通知書では委託業務の全部が再委託されていることになっていた。しかし、再委託を行っている部分は、本契約の一部であり金額の記載誤りに気が付くことなくそのまま再委託は承認されている。今後は再委託申請書の内容を十分検討することが必要である。

再委託申請書の様式について、「再委託金額」と「契約金額」を併記する様式に変更し、記入誤りを防止するとともに、申請書を受領した際には複数人で記載内容のチェックを実施しました。
今後も契約事務の適切な実施に努めてまいります。

管財課

5. 平成 23～26 年度三重県本庁舎等警備業務・防災宿日直業務委託

① 委託先の選定方法（指摘）

本委託業務については、低入札価格調査を行った上で業務履行が可能と判断されたため、落札が認められた。

当該調査では、決算書に利益剰余金が計上されていることから、健全な経営状態としているが、剰余金があるという理由だけで、健全な経営状態であると結論づけるのは妥当ではない。

契約にかかる事業者の財務状況の確認については、出納局から総合評価一般競争入札で実施する予定価格 2,000 万円以上の清掃・警備業務委託を対象として、その方法が通知されたところです。

この通知に即して、直近 2 か年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）を事業者から徴取し「財務状況の分析(標準例)」を参考に財務状況进行分析し、必要に応じヒアリングにより確認することとしました。

今後も入札事務の適切な実施に努めてまいります。

管財課

8 審議会等の審議状況について

(平成27年11月24日～平成28年2月17日)

(1) 三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会
2 開催年月日	平成27年12月2日
3 委員	会長 澤田 博 委員 伊藤 庄吉 ほか1名
4 諮問事項	変更認定申請に係る諮問 (答申1件) ・ (公財) くわしん福祉文化協力基金
5 調査審議結果	・ 変更認定申請があった法人は、認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 諸報告について確認した。
6 備考	次回開催日：平成28年3月22日

注) (公社)：公益社団法人、(公財)：公益財団法人、(一社)：一般社団法人、(一財)：一般財団法人